### 市税は納期限内に納めましょう

市では、皆さんに納めていただいた税金により、快適で住み良いまちづくりを行っています。市民税 や固定資産税などの市税は、皆さんの生活に密着した市政の推進に欠かすことのできない重要な財源で す。納め忘れのないよう早めの納付を心掛けましょう。

#### 納付を忘れてしまうと

市税は、納期限内に自主的に納めていただくことが原則です。地方税法では、督促状発送日から起算して10日 を経過した日までに納付がない場合、財産を差押えなければならないとされています。市では、納期限内に納税 されている方との公正・公平性を確保するため、督促状発送後、催告などを行った上で、法律に基づく差押えな どの滞納処分を実施しています。

また、市税を納期限後に納付する場合、延滞金(※)が掛かります。延滞金は、納期限内に納付すれば掛かるこ とのない余計な出費となりますので、市税は納期限内に納めましょう。

※平成27年中の延滞金の率は、法律の規定により年9.1パーセントです(ただし、平成27年中は納期限の翌日か ら1カ月を経過するまでの期間は年2.8パーセント)。

#### 納税相談はお早めに

病気や失業などのやむを得ない特別な事情によ り納付が困難な方は、早めにご相談ください。市 役所の通常業務時間内に来庁できない方のため に、納税・相談窓口を開設していますので、ご利 用ください。

#### 納税・相談窓口の開設

▶休 日 毎週日曜日の午前8時30分~正午 毎週火曜日の午後5時15分~7時 ※年末年始、祝日を除く

▶場 所 収納課

#### 平成27年度 市税納期限一覧 •

市・県民税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月30日	8月31日	11月2日	12月25日
固定資産税 都市計画税	第1期	第2期	第3期	第4期
	6月1日	7月31日	9月30日	11月30日
軽自動車税	全 期			
	6月1日			
	第1期	第2期	第3期	第4期
	7月31日	8月31日	9月30日	11月2日
国民牌库保险税	7月31日 第5期	8月31日 第 <b>6</b> 期	9月30日 第7期	11月2日 第8期
国民健康保険税	7.5.			
国民健康保険税	第5期	第6期	第7期	第8期

## 脱制改正1年延期のお知ら

「市報ぎょうだ」1月号の8ページに掲載した「原付自 転車および二輪車など」の軽自動車税が平成27年度か ら税額が変更になるとお知らせしましたが、平成27年 度の税制改正により1年延期されました。よって、平 成28年度から税額が引き上げとなります。

区分		年税額	
		平成27年 度まで	平成 28年 度から
原動機付自転車・	50cc以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊自動車	農作業用のもの	1,600円	2,400円
	その他のもの (フォークリフトなど)	4,700円	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下 のオートバイ	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超のオートバイ	4,000円	6,000円

▶問い合わせ 税務課市民税担当(内線235)

13

#### 市税の納付は口座振替のご利用を

税金の督促状が届き、初めて納めていないこと に気付いたことはありませんか。「うっかり」と いうこともあるでしょう。それを防ぐのが口座振 替です。

一度手続きをすれば、市税の納期限日に指定し た口座から自動的に税金が引き落とされますの で、納付のために金融機関や市役所に出掛ける必 要がありません。市税の納付は、確実・便利な口 座振替をご利用ください。

▶申し込み 市内全ての金融機関で申し込みでき ます。預金通帳と通帳届出印を持参し、各金融 機関窓□または収納課で手続きをしてください。

#### コンビニで納税できます

日本全国、休日・夜間、時間を問わずに納付す ることができますので、ぜひご利用ください。

#### ▶コンビニで納付できない納付書

- 納期限を過ぎた納付書
- バーコードのない納付書や、傷・汚れなどに よりバーコードを読み取れない納付書
- 各期別(1枚当たり)の納付額が30万円を超 える納付書
- 金額を訂正したものや、金額を書き加えた納
- ※この場合は、金融機関などをご利用ください
- ▶問い合わせ 同課収納担当(内線236・237)

#### トラック型防犯ブザー で安心・安全



3月25日、(一社)埼玉県ト ラック協会行田支部長の坂本和 雄さんが教育委員会を訪れ、ト ラック型防犯ブザー735個を寄 贈しました。

この日寄贈されたブザーは、 入学式に市内全ての新入学児童 に配布されました。このブザー を身に付けることで、児童らは 日常生活を安心安全に過ごすこ とができます。

▶問い合わせ 教育総務課庶務 担当☎556-8311

適に利用していただくことを目指. ることにより、市民に自転車を安全かつ快の安全な利用に関する基本的な事項を定め 自転車利用者・ んの責務を明らかにするとともに、 た。 事業者・関係団体など皆さ 自転車

・自転車利用者の交通マナーの低下

・危険走行による自転車事故の増加

・自転車事故による高額賠償事例の増加

自転車の安全な利用について、 「行田市自転車安全利用促進条例」 市 市民

とします。 るものとします。また、

組みを行うものとします。 【関係団体の責務】 に関する取り組みを、

ときや、

幼児や児童を自転車に乗せる

ときには、

ルメッ

トを着用させるよ

努めるものとします。

貸し出し用自転車の点検・整備を十分行 のとします 報提供や助言をするよう努めるとともに 車損害保険などへの加入促進に努めるも 【レンタサイクル業者の責務】 自転車の安全な利用に関する情 利用者に

転車損害保険などへの加入に努めるもの の関係法令を守り自転車を安全に利用す 自主的に行うよう努めるものとします 【事業者の責務】 交通事故の損害賠償に対応するため、自 故防止に関する知識を習得するとともに して責任を自覚し、 【自転車利用者の責務】車両の運転者 いて理解を深め 安全利用の取り組みを 道路交通法やその他 自転車の交通事

な利用に努め、 積極的に安全利用の取り 従業員の自転車の安全

主な関係者の責務

【市の責務】

市民や関係団体などと連携

策を総合的に推進

します。

自転車の安全な利用

を図り、自転車の安全な利用に関する施

自転車の安全な利用

ついて適切な助言を行うとともに、自転し、自転車の安全な利用や点検・整備に【自転車小売業者の責務】顧客などに対 積極的に行うよう

力をお願い. ▼問い合わせ

を通じて、 識の普及に努めます。 市では、 自転車の安全な利用に関する意 します。 防災安全課交通担当 市民の皆さんのご協

# 主な自転車の安全利用対策

【市で実施する自転車の安全利用対策】 特に児童、 車交通安全教育を実施 生徒、 高齢者に対する自転 ます。

- 自転車損害保険などへの加入を促進す や広報活動を実施します。 自転車の安全な利用に関する啓発活動
- 啓発活動や広報活動を実施

るため、

【乗車用ヘルメットの着用】 幼児や児童・生徒が自転車を利用する 自転車の利用環境の整備に努めます。

65歳以上の高齢者が自転車 う努めるものとします。 ルメッ トの着用に努め す

今後も交通安全教育や啓発活動

6月1日から

自転車安全利用

促進条例

何され

市報 ぎょうだ 12 2015.5